

資料4

京都府報告資料

府下児童虐待の最近の動向

2015.9.9

宇治児童相談所

1 児童虐待の動向

・虐待通告

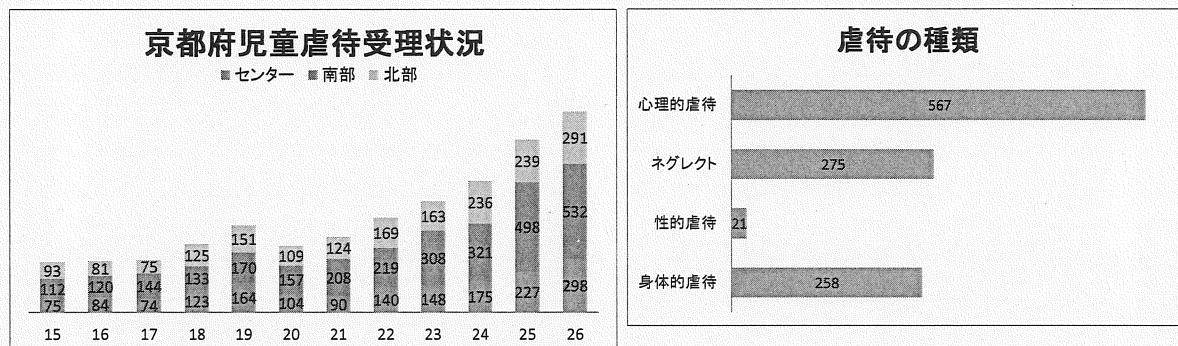
全国 平成 25 年度の全国児童相談所への通告は 73,765 件

児童虐待防止法施行前の平成 11 年度と比べると 6.3 倍、前年比 10.6% 増。

京都府 平成 26 年度は 1121 件(暫定)と、25 年度 964 件と比較すると 16% 増。

宇治児相管内では 532 件(暫定)と、25 年度 498 件と比較すると 6.8% 増。

☆全体に増加傾向が継続中。京都府も例外ではないが、宇治児相管内は若干鈍化。



・心理的虐待の増加

特に DV による心理的虐待による通告が増加

身体的虐待、ネグレクト、そして心理的虐待の順で増加してきた。

・絶対数は少ないが、性的虐待が多数表面化してきている

否定する保護者、立件には高いハードル、救いのない被害者

最近は加害者が開き直るケースも

・7月1日より虐待通告共通ダイヤルが三桁化 「189」

通告状況に当面は大きな変化なし。

・要対協を中心に関係機関の連携は進んできている。

2 京都府の対策

・児童相談所の強化 (今年度、京田辺支所に心理判定員を 1 名増)

・児童相談所職員、市町村児童相談担当職員の相談力の向上

→ 児童福祉司任用資格習得研修 7/6、8/3、8/12、8/31 (4 日)

RIFCR(リフカー)研修 ~性虐待面接対応技術~ 8/28 (1 日)

コモンセンス・ペアレンティング(CSP)トレーナー養成研修 9/7 ~ 9/9 (3 日)

・「個別ケース会議」等に児童虐待防止アドバイザーを派遣

・MY TREE ペアレンツプログラム (今年度は南丹市にて開催)

・里親制度の推進 (社会的養護の個別のケアを推進)

25 年度は里親委託率が 7.7% に増加。登録里親数も増加している。家庭支援総合センターに里親委託推進員、心理士からなる「里親委託推進チーム」の配置
市町村には広報を依頼

・「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」開設 開所式 8 月 10 日 (土)

平成26年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

平成27年7月14日
京都府健康福祉部
家庭支援課
(075-414-4592)

京都府家庭支援総合センター等（児童相談所（3箇所））における平成26年度の児童虐待相談・対応及び府内（京都市除く）の被措置児童等虐待の状況については、下記のとおりでしたので、お知らせします。

記

1 相談状況

(1) 相談受理件数（平成26年度中に児童相談所が通告を受け付けた件数）

- 新規の相談受理件数：1,121件（前年度より157件増 前年度比116.3%）

年度	22	23	24	25	26
府内3児相計 (前年度比%)	528 (125.1)	619 (117.2)	732 (118.3)	964 (131.7)	1,121 (116.3)

※相談件数は年々増加している

○ 虐待の種類

- ① 心理的虐待 567件（前年度 147件増 前年度比 135% 構成率：50.6%）
- ② ネグレクト 275件（前年度 19件減 前年度比 94% 構成率：24.5%）
- ③ 身体的虐待 258件（前年度 38件増 前年度比 117% 構成率：23.0%）

<主な増加要因>

▶心理的虐待が567件（前年度比135.0%）

- ・警察が、母親からのDV相談を受け、家庭内でDVを見聞きする児童を心理的虐待として児童相談所へ通告が増加（警察からの通告285件（⑥191件）のうち143件（⑥45件））
- ・厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」が平成25年8月に改正され、虐待が確認できなかつたきょうだいについて心理的虐待として受理（きょうだい受理）が増加
→181件（⑥10月～90件）※なお、⑥は年度途中からのため、経路ごとに計上

○ 主たる虐待者

- ① 実母 577件（前年度 11件増 前年度比 102% 構成率：51.5%）
- ② 実父 400件（前年度 94件増 前年度比 131% 構成率：35.7%）
- ③ 実父以外父親 94件（前年度 34件増 前年度比 157% 構成率： 8.7%）

(2) 相談対応件数（平成26年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

1,098件（前年度より233件増（前年度比126.9%））

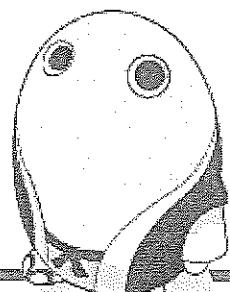
※相談対応件数は援助方針を決定した件数であり、相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

2 被措置児童等虐待※の通告件数

※被措置児童等虐待：児童養護施設などに入所している児童等に対する虐待のこと

- 件（25年度 0件）

※児童虐待相談受理件数の年次推移等は裏面を参照



■京都府児童相談所における児童虐待相談受理件数(26数値は遠報値)

1 受理件数の年次推移

児相名	年度					
	21	22	23	24	25	26
家庭支援総合センター	90	140	148	175	227	298
南部家庭支援センター (宇治児相)	208	219	308	321	498	532
北部家庭支援センター (福知山児相)	124	169	163	236	239	291
計	422	528	619	732	964	1,121

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	合計
24	71	15	188	8	105	1	1	33	11	151	27	121	732
25	59	28	203	9	185	10	2	29	9	191	35	204	964

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他 きょうだい受理	合計	
26	57	35	176	11	145	6	11	12	15	285	30	338	181	1,121
構成率(%)	5.1	3.1	15.7	1.0	12.9	0.5	1.0	1.1	1.3	25.4	2.7	30.2		100.0

3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
24	200	53	461	7	11	732
25	306	60	566	5	27	964
26	400	94	577	6	44	1,121
構成率(%)	35.7	8.4	51.5	0.5	3.9	100.0

4 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
24	211	19	217	285	732
25	220	30	294	420	964
26	258	21	275	567	1,121
構成率(%)	23.0	1.9	24.5	50.6	100.0

5 年齢別虐待内容別分類(26年度)

	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	30	41	96	51	40	258
性的虐待	0	0	5	12	4	21
ネグレクト	48	58	88	45	36	275
心理的虐待	122	137	202	80	26	567
計	200	236	391	188	106	1,121

本府における児童虐待施策の主な取組

【平成19年度～平成22年度】

- ▶ 「虐待対応専任職員」の配置
府内7箇所の保健所に児童相談所兼務職員として配置し、児相と連携して市町村を支援
- ▶ 「児童相談所業務外部評価委員会」の設置
外部有識者により児童相談所業務及び市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携状況に対する評価を実施 ※48時間ルールの徹底や直接、目視による安全確認を実施
- ▶ 「児童相談システム」の導入
- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置
- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「家庭支援サポートチーム」の創設
児童虐待等の困難事案に対し助言を行うため、様々な分野の専門家で構成するチームを編成
- ▶ 「被虐待児等入院サポート事業」の開始
虐待等により医療機関での入院治療を伴う乳幼児への付添等を実施
- ▶ 「医療機関用子どもの虐待対応マニュアル」の作成

【平成23年度】

- ▶ 「一時保護児童学習サポート事業」の開始
児童相談所への一時保護により通学できない児童に対し、学習指導の充実を実施
- ▶ 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）ガイドライン」を作成

【平成24年度】

- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携方策」の実施
医療機関の妊娠・出産期からの養育支援情報を市町村につなぎ、早期に地域で支援が可能となる仕組みを運用開始（現在の府南部地域から府域全域に拡大へ）
- ▶ 「市町村児童虐待見守り対応マニュアル」を作成
- ▶ 「児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業」の開始
市町村（要保護児童対策地域協議会）の困難ケース等への助言等を行うため、学識経験者等の派遣を実施（7月～）

【平成25年度】

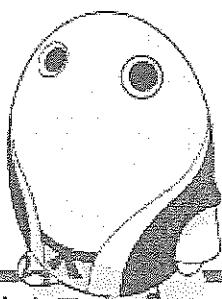
- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設（4月1日）
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「寄り添い型家庭支援事業」の開始
家庭支援総合センターに「児童虐待・DV被害者支援チーム」を設置し、児童福祉施設退所児童への支援、虐待する（おそれのある）保護者への指導・教育、DV被害者や同伴児童への支援を実施
- ▶ 「市町村職員の家庭問題対応力向上研修」の開始
市町村職員の保護者対応技術力の養成等、児童虐待に関する専門的な対応・技術力の強化を図る
- ▶ 「京都府要保護児童対策地域協議会」の設置
児童虐待及び特定妊婦に係る案件において、市町村域を越えての情報共有が可能な仕組みを構築

【平成26年度】

- ▶ 「親育ち支援保育士」の養成
養育力等に課題のある保護者に対し、専門的プログラムを修得した保育士が保育所内で保護者に対し、小規模グループの研修会や助言を行う
- ▶ 「保護者指導プログラム」の実施範囲の拡大
平成25年度に設置した「児童虐待・DV被害者支援チーム」による保護者指導プログラムを府内に拡大
- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携エリア拡大

【平成27年度】

- ▶ 児童相談所における夜間休日の相談体制の強化
- ▶ 「里親委託推進チーム」の設置
家庭支援総合センターに里親委託推進員及び心理士からなる里親委託推進チームを配置し、里親新規開拓、里親の養育支援を強化
- ▶ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」の開設
行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、児童を含む性暴力被害者に対して被害直後から中長期も含めて総合的な支援を提供するために開設



京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの開設について

平成27年7月27日
京都府健康福祉部家庭支援課
電話075-414-4592

京都府では、性暴力被害者に対して、被害直後から中長期にわたる総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」（愛称：京都 SARA（サラ））を8月10日（月）に開設することとしました。

このセンターにお電話いただければ、まずは専門的な研修を受けた女性の支援員がお話を伺い、産婦人科への受診や警察への連絡、弁護士への相談などができるよう支援を行うほか、こうした専門機関への同行支援、電話や来所での相談など、被害者の気持ちに寄り添う支援を行います。

この度、同センターの存在や性被害者支援の内容、性犯罪被害の発生状況などについて、広く知っていただくため、設立記念イベントを開催しますので、周知と当日の取材についてよろしくお願いします。

■京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（愛称：京都 SARA（サラ）※）

※ Sexual Assault Recovery Associate（回復の仲間）

- 1 開設日 平成27年8月10日（月）
- 2 開設場所 京都市中京区丸太町通西洞院
- 3 電話番号 075-222-7711
- 4 開設時間 10:00～20:00（土日祝含む）※年度内に24時間体制に移行予定

5 運営体制

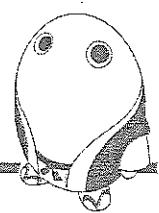
センター長：家庭支援課長

運営委託先：ウイメンズカウンセリング京都

参画団体：京都府、京都市、府警本部、府医師会、府産婦人科医会、弁護士会、
臨床心理士会、京都犯罪被害者支援センター

6 支援内容

- ◇性被害直後から中長期にわたり、専門的研修を終了した支援員が被害者に寄り添った相談支援を実施
- ◇行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体など参画団体が連携し、被害者に必要な支援をワンストップで実施
- ◇医療機関での治療、検査及びカウンセリングにかかる公費負担



■京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター設立記念イベント

- 1 開催日時 平成27年8月8日(土) 13:30から16:30
- 2 開催場所 同志社大学ハーディーホール
(上京区御所八幡町103番地 同志社大学寒梅館 地下1階)

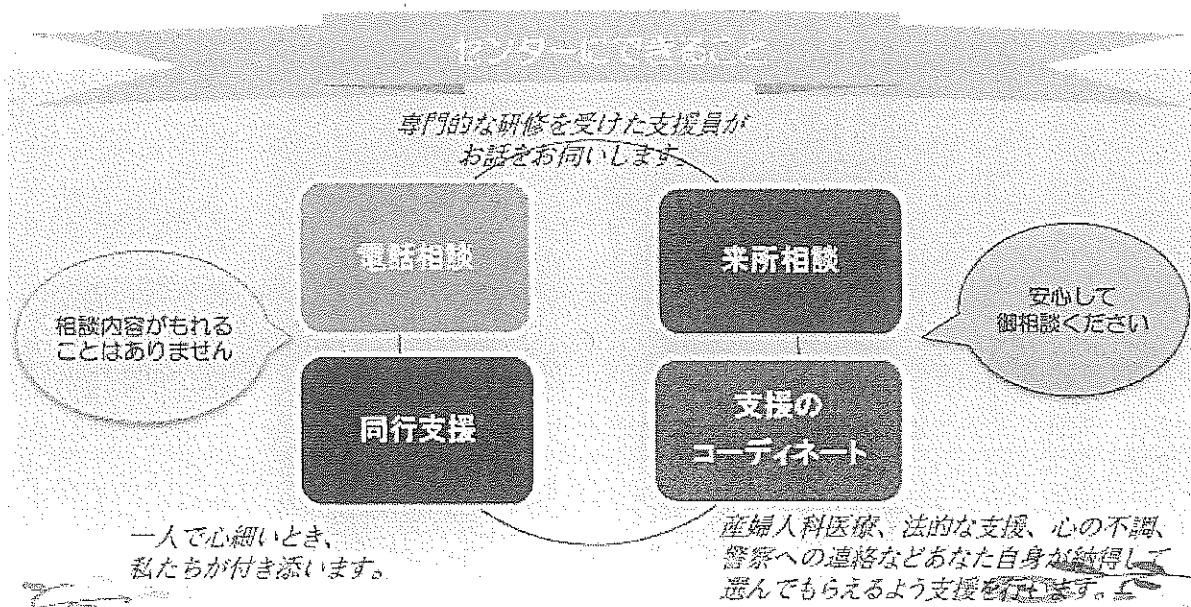
3 内 容

- 開会挨拶 (予定) 京都府知事 京都府警察本部長
- 報告 ・性被害者ワンストップ相談支援センターについて
・性犯罪の発生状況と警察における犯罪被害者支援
- トークライブ：早川 恵子 氏
- 警察音楽隊ミニコンサート

4 主 催 京都府、京都府警察本部、京都府犯罪被害者支援連絡協議会

5 その他の 参加費無料、申し込み不要

【参考】



新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の運営及び主な検討事項

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する理念

民間との協働やアウトリーチ型支援

＜主な検討事項＞

- ・国、都道府県、市町村の役割と責務
- ・児童福祉司の国家資格化
- ・特定妊婦等情報の確実な把握
- ・児童虐待の母子保健分野における位置づけ
- ・司法関与
- ・トリアージセンターの設置や介入と支援の分離
- ・要保護児童対策地域協議会の強化

- ・関係機関等による調査協力や児童相談所から市町村への事案送致
- ・時保護所のあり方
- ・里親制度、特別養子縁組
- ・措置解除後の継続的な安全確保措置
- ・児童養護施設等における親子関係再構築支援
- ・18歳に達した者に対する支援
- ・施設退所後のアフターケアの推進 等

施策や取組について、より深掘りしたご議論を頂くため、WGを設置して議論

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 ワーキンググループについて(案)

①新たな児童虐待防止システム構築検討WG(仮称)

<主な検討事項>

- ・国、都道府県、市町村の役割と責務
- ・児童福祉司の質の向上と国家資格化
- ・特定妊婦等情報の確実な把握
- ・児童虐待の母子保健分野における位置づけ
- ・司法関与
- ・トリアージセンターの設置や介入機能と支援機能の分離
- ・要保護児童対策地域協議会の強化
- ・関係機関等による調査協力や児童相談所から市町村への事案送致
- ・一時保護所のあり方 等

②新たな社会的養護システム構築検討WG(仮称)

<主な検討事項>

- ・里親制度、特別養子縁組
- ・措置解除後の継続的な安全確保措置
- ・児童養護施設等における親子関係再構築支援
- ・18歳に達した者に対する支援
- ・施設退所後のアフターケアの推進 等